

法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について（案）

平成 17 年 月 日
法科大学院認証評価委員会決定

1 選考方針

専門委員（以下「委員」という。）は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- （１）各専門分野における専門家として教育，研究に従事し，高い学問的業績及び識見を有する者
- （２）法曹実務に関し，豊富な経験と高い識見を有する者
- （３）大学の教育研究活動及び運営に関し，豊富な経験と高い識見を有する者
- （４）教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- （５）大学評価に関し，豊富な経験と専門的知識を有する者

2 委員の選考に際しての留意点

委員の選考に際しては，評価対象法科大学院の特性を踏まえるとともに，特に，次のことに留意するものとする。

- （１）大学関係者と大学関係者以外の有識者とのバランス
- （２）大学関係者については，国立，公立，私立のバランス
- （３）性差，地域性

3 専門委員の任期

原則として，２年とする。

4 委員数

委員の数については，法科大学院認証評価委員会において，評価事業の規模や内容等を考慮し定めるものとする。

5 選考方法

委員の選考に際しては，別紙のとおり法科大学院を置く大学，法曹三者，関係諸団体から広く推薦を求めるものとする。

専門委員の推薦依頼について

1 推薦依頼団体

(1) 法科大学院を置く大学

【候補者要件】

法科大学院に関し高く広い知見を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者であること。

- ① 各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- ② 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者

(2) 法曹三者

- 最高裁判所
- 法務省
- 日本弁護士連合会

【候補者要件】

法曹実務に関し、豊富な経験と高い識見を有する者であり、かつ、大学評価に理解と意欲のある者であること。

(3) 関係諸団体

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有し、大学評価に理解と意欲のある者であること。

2 推薦依頼方法

- (1) 評価事業の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各機関・団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。

なお、独立行政法人大学評価・学位授与機構においても、各機関・団体からの候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて候補者を推薦できるものとする。

- (2) 推薦に当たっては、候補者の専門委員としての適任性を判断する参考資料として、候補者の学歴、職歴、評価活動の実績等を記載した略歴書等を求める。